

# 農用地利用集積計画利用権設定（解除条件付）

田市 整理番号 -

※ 農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2の規定により、毎年1回、豊田市長まで農地の利用状況についての報告書の提出が必要です。

※ 裏面2共通事項の（10）（11）にも必要事項をご記入ください。

## 1 各筆明細

利用権の設定を受ける者(借り手)の氏名 又は名称及び住所	(住所)	(氏名)	同意印	TEL					
【法人の場合】法人の業務執行役員のうち、耕作又は 養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びに その法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況	(氏名)	(役職名)	(耕作又は養畜の事業を行う期間) 年 月						
利用権を設定する者(貸し手)の氏名又は 名称及び住所	(住所)	(氏名)	同意印	TEL					
利用権を設定する農用地			設 定 す る 利 用 権						
所在地番	現況 地目	地積(m <sup>2</sup> )	利用権の 種類	利用権の 内容	始期	終期	借賃（10a当り）	借賃の支払方法等	法律関係
1			賃借権 使用貸借権		. 1	.12.31	円 kg 相当額	・毎年現金にて本人に支払 (口座振替) ・毎年現物にて本人に支払	賃借権 使用貸借権
2									
3									
4									
5									
6									
7									

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、裏面に定めるところによる。

## 3 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況

別紙農地基本台帳のとおり

## 4 利用権を設定する者で、1の各筆明細の利用権を設定する者以外の者(共有者)の同意

住 所	氏 名 また は 名 称	同 意 印

## 5 利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき使用収益権(所有権以外)を有する者の同意

住 所	氏 名 また は 名 称	同 意 印	権原の種類

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (4) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (5) 租税公課の負担

- ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は、農地所有者が負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (6) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195条）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

### (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (9) 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸契約を解除するものとする。

### (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して当該土地を復旧し返還する。乙が原状復旧することができないときは、甲が原状復旧するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

### (11) 違約金の支払い

甲の責に帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し 分に相当する金額を違約金として支払う。

### (12) 地域との役割分担

乙は以下の事項について、遵守することとする。

- 1 下記土地で耕作等を行うに際し、日常的な農地の維持管理等において周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域の農業生産環境の保全に対し十分配慮すること
- 2 下記土地が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用に関する取り決めを遵守すること
- 3 関係地域の住民や農家から農業の維持発展に関する話し合い活動等への参加を求められた場合は、特段の事情がない限りその活動に参加すること

### (13) その他この書面に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。